

沖縄県立八重山病院建築基準法第 12 条点検業務委託契約書（案）

沖縄県立八重山病院 院長 田仲 斉（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、建築基準法第 12 条点検業務の実施について、次のとおり締結する。

（委託の目的）

第 1 条 甲は沖縄県立八重山病院建築基準法第 12 条点検業務委託契約（以下「本契約」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約の履行）

第 2 条 乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

（委託期間）

第 3 条 本契約による委託期間は、契約締結日の翌日から令和 年 月 日までとする。

（契約金額及び支払）

第 4 条 本契約に基づく契約金額は額〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額〇〇〇〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、委託代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

3 甲は、本業務の完了後に乙から適正な請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払ものとする。

（契約保証金）

第 5 条 乙は、契約保証金として第 4 条に定める契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額を付しなければならない。（ただし、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 2 項に該当する場合は免除）

（業務範囲）

第 6 条 甲が委託する管理業務の範囲は、別添「沖縄県立八重山病院建築基準法第 12 条点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(法令の遵守)

第7条 乙は、本契約の履行にあたり、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(作業実施等)

第9条 乙は本業務について、甲の指示に従い、かつ仕様書に基づき、誠実かつ良心的にこれを行うものとする。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲、乙協議のうえこれを定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第11条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持・個人情報等の取り扱い)

第 12 条 乙は、業務上知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し正当な理由なく第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

2 乙は、沖縄県個人情報保護条例に違反した場合は、同条例の罰則の対象となる。また、同条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約金額の変更等)

第 13 条 一般経済事情の変動等に基づく価格等の変動により作業用材料等に増減を生じても、当初の契約金額又は作業内容を変更することはできない。但し、最低賃金額の改定、予期することのできない異常な事情が発生したための経済情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であると認められるに至った時は、甲、乙協議のうえ、契約金額又は作業内容を変更することができる。

(契約解除権)

第 14 条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、1 ヶ月前に相手方に書面をもって通知するものとする。

2 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。ただし、前項の場合においては、甲はこれによって生じた乙の損害についてその責務を負わない。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(暴力団等の排除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(用水電力その他の供与)

第 16 条 甲は乙の委託業務の実施に要する用水及び電力等を乙に提供するものとする。

(備品、工具及び消耗品等の負担)

第 17 条 乙は、本契約における委託業務の実施に要する必要な備品、工具及び消耗品等について負担するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(賠償責任)

第 19 条 乙は、乙の委託業務の実施に起因し、次の各号の事項が生じたときは、責任をもってその費用負担並びに一切の処理解決にあたり、甲に迷惑及び損害をかけない。ただし、甲の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とする。

- (1) 甲又は甲の職員あるいは第三者に損害を与えたとき。
- (2) 甲又は甲の職員あるいは第三者との間に紛議が生じたとき。
- (3) 乙の過失及び勤務怠慢により、甲の施設、機械等に損害を与えたとき。
- (4) 乙の従業員又はその関係者が死傷したとき。

(費用の負担)

第 20 条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(法令遵守及び調査)

第 21 条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

2 甲は委託契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

(協議事項)

第 22 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契

約に定めのない事項については、法令その他商慣習に従うほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1
沖縄県立八重山病院
院長 田仲 斉 印

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の

賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。